



なぜMICはレンタルサービスを ご提供するのか？

エムアイシー・アソシエーツ株式会社

ここに記載された内容は更新される可能性があります。この文書に記載されている内容はこの文書の発行時点におけるエムアイシー・アソシエーツ株式会社の見解を述べたものです。エムアイシー・アソシエーツ株式会社が、この文書に記載された内容の実現に関して確約するものではありません。また発行日以降については、この文書に記載された内容の正確さは保証しません。

この文書は情報の提供のみを目的としており、明示的または黙示的に関わらず、この文書の内容について エムアイシー・アソシエーツ株式会社はいかなる保証をするものでもありません。

エムアイシー・アソシエーツ株式会社は、本書に記載してあるすべて、または、一部の記載内容に関し、許可なく転載、または、引用することを禁じます。

バージョン	作成日付	旧バージョンからの 変更点	総ページ数
1.0	2009/09/29	新規	6

本書作成、編集、管理



エムアイシー・アソシエーツ株式会社
〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-
12-12
櫻正宗東日本橋ビル9F
Tel. 03-5614-3757 Fax. 03-5614-3752

目次

ストレージレンタル「SAN・RENT」のサービスを開始	1
レンタルサービスのメリット	1
■一括購入とリース/レンタルの違い	1
■リースとレンタルの違い	1
■新たな「新会計基準」と「リース取引に適用された税制改正」	2
なぜMICはレンタルサービスをご提供するのか？	2
必要なストレージシステムを必要な期間だけ	3

ストレージレンタル「SAN・RENT」のサービスを開始

MICは、Xyratex社製 XRS RAIDストレージシリーズのレンタルサービスを開始いたしました。

100年に1度といわれている経済危機の影響で、多くの企業様が投資の保留を余儀なくされております。

しかしながら、日々企業が保有する情報(データ)は膨大に増え続けているのが事実です。これら大切な資産である企業の情報(データ)を予算の問題から有効活用できないものにしてしまうことは、多大な損失であり、ビジネスチャンスを逃してしまう事になりかねません。

お客様のビジネスのお役に立ち、投資を無駄にしないサービス、ストレージレンタル「SAN・RENT」をスタートすることで、大切な資産である情報(データ)活用の応援をさせていただきますと思っています。

レンタルサービスのメリット

■一括購入とリース/レンタルの違い

IT設備等を導入される場合、一括で購入、もしくは、リースやレンタルを使用して導入されるケースが一般的です。設備を一括で購入される場合は、投資額により購入時でのキャッシュフローにインパクトを与える可能性があることと、一旦資産に計上し、長期にわたり減価償却をする必要があります。一方、リースの場合は殆どの場合、2年以上の長期契約となり、リース会社が顧客に代わり設備を購入し、顧客に貸し出し、顧客はリース料金をその期間支払い続けることで購入に代えることができます。また、レンタルの場合は基本的には短期の賃貸借契約でレンタル会社の所有した機材を一定期間顧客が借り受けることとなります。この為、リースもレンタルも月額賃貸借料金を支払うことで顧客は占有的に機材を使用でき、キャッシュフローに与えるインパクトは軽くなります。

■リースとレンタルの違い

リースとレンタルは、大きく分けると次の5つの違いがあります。

1. 対象物件の選定

リースにおいては対象機材の選定は、リース契約する企業が自由に選定できます。レンタルの場合、対象となる機材はレンタルする側（例えば、MIC）の所有する物から借り受けることとなります。

2. 使用するユーザ数

リースは、契約を結んだ1ユーザ(1社)のみ機器設備を使用する場合があります。一方、レンタルは、1つの機材を複数のユーザが使用します。

3. 契約期間

リース契約の場合は長期契約が前提ですが、レンタルの場合は長くても1年未満と、契約期間が短いのが普通です。

4. 中途解約

基本的にはリース契約では中途解約することはできません。レンタルの場合は一定期間経過後に解約することが可能です。

5. 保守・修繕

レンタル機材に故障などがあった場合は、レンタルした側がその修理を行います。リース契約では特段の契約条件(オペレーショナルリース等)の約定が無い限り、機材の修理等はユーザが行います。

以上のようにリースとレンタルは、それぞれの性格が異なり、対象となる機材によって、または予想されるユーザの使用状況においてメリット、デメリットが変化します。

■新たな「新会計基準」と「リース取引に適用された税制改正」

平成20年4月1日から適用された「新会計基準」、および、「リース取引に適用された税制改正」により、リース取引の会計上の処理方法が変更になりました。従来はリースの場合、月額リース料金は経費として処理することが可能でした。しかし、この改正によりリース会社から納品された機器はその時点で売買が行なわれ、資産計上することが必要になり、それぞれの機器の耐用年数に応じて減価償却の処理を要する様になりました。

一方、レンタルの場合は短期、所有の異転無し、複数のユーザにより繰返し使用されるという内容で、上記の新会計基準、新税制の適用外になります。その意味で従来通り、レンタル料金は経費として処理することができ、キャッシュフロー的にも、また、償却資産処理の問題も回避することができます。

なぜMICはレンタルサービスをご提供するのですか？

前文で、「リースとレンタルの違い」をご説明いたしました。リースは一般的に長期の契約になることが多く、ファイナンスという性格上拘束性が高いことから、期間中に支払う料金総額は高額になります。一方、レンタルはレンタルする側が所有する機材を提供されることから、短期の契約が可能なのが特徴的です。また、レンタルの場合、機材の利便性を一定期間借り受けることができ、機材の維持管理はレンタル会社によっておこなわれ

ます。その為、ストレージ製品のような複雑な機材の場合、お客様の負担を大幅に軽減することができます。

お客様は、レンタルのメリットを上手く利用することで、必要な時に必要な機材を必要な期間だけレンタルすることができます。また、契約中の機材をアップグレードする場合も、容易に契約の追加、または、変更することで、常にご要求にあったシステム環境を手にする事が可能です。

また、ドッグイヤーと呼ばれる陳腐化が激しいIT製品において、長期のリースは場合によりシステム全体の更新の邪魔になりかねません。レンタル方式を利用することで、ストレージが必要とされる期間だけの予算を割り当て、必要が無くなったり、新たな製品にリプレースをする場合、返却頂くことでそれ以降拘束されることがなく、システムを自由に更新することが可能です。

必要なストレージシステムを必要な期間だけ

ストレージレンタル「SAN・RENT」をご利用いただくことで、お客様に良いシステム環境をご提供する事が可能であると共に、コストを抑えたシステム投資のお役立ちができるものと私たちMICは考えております。

是非、MICレンタルサービス「SAN・RENT」をお客様のニーズにあわせご利用下さい。